

令和4年度鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業  
評価調査者養成研修（第三者評価区分）実施要領

### 1. 研修の目的

鳥取県において福祉サービス第三者評価の評価調査者として活動を予定している方に必要な知識・技術を習得していただくとともに、評価の信頼性を確保するため、評価の視点や基準を共有化することを目的として実施します。

2. 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（鳥取市伏野 1729-5）

3. 研修日程 令和4年9月6日（火）～10月25日（火）4日間

	日 時	会 場	内 容
1 日目	9月6日（火） 9：15～16：00	エキパル倉吉 多目的ホール （倉吉市上井 195-12）	講義
2 日目	10月11日（火） 9：30～16：00	倉吉未来中心 セミナールーム5 （倉吉市駄経寺町 212-5）	
3 日目	10月18日（火） 9：30～16：00	（社福）鳥取県厚生事業団 湯梨浜はごろも苑 （東伯郡湯梨浜町上浅津 407）	実習
4 日目	10月25日（火） 9：30～12：30	エキパル倉吉 多目的ホール （倉吉市上井 195-12）	講義

※カリキュラム等については、裏面をご覧ください。

※講義についてはオンラインでの出席も可能ですのでご希望される場合は、下記担当まで御相談ください。

### 4. 受講対象者（定員）

研修受講後、鳥取県で評価調査者として活動予定の方（定員15名）

### 5. 受講料

無 料

### 6. 研修会の修了について

本研修の全過程を修了した者に、本会の発行する修了証書を交付します。

### 7. 個人情報の取り扱いについて

本研修会の受講者、修了者に係る個人情報は、本会「個人情報の保護に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき、適切に取り扱うこととしており、他の目的で使用することはありません。

### 8. 受講申込みについて

別紙研修受講申込書に記載し、**令和4年8月25日（木）**までに、下記連絡先へお申込みください。  
FAXまたはEメールのいずれかで結構です。

### 9. 連絡先

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部（担当 桑村、有沢）  
〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5 県立福祉人材研修センター内  
TEL：0857-59-6344 FAX：0857-59-6340 Email: hyouka@tottori-wel.or.jp

令和4年度鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修（第三者評価区分）カリキュラム

区分	研修科目	時間	目的	内容	講師
<b>1日目：9月6日（火） 会場：エキパル倉吉 多目的ホール</b>					
	オリエンテーション	9：15～ 9：30	鳥取県社会福祉協議会 事務局		
基礎的 研修 課程 I	1. 第三者評価の理念と基本的な考え方	9：30～ 11：00	第三者評価事業の理念や基本的な考え方を理解する。	第三者評価事業について、その必要性や行政による指導監査との違い等について講義するとともに、あわせて福祉制度の動向等について解説を行う。また、医療機能評価や、ISO等、関連分野における評価制度の動向ならびにその考え方に関する講義を行う。	鹿児島県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者指導者 NPO法人さつま森山 重康 氏
	2. 第三者評価の全体像		第三者評価事業の動向や「評価調査者養成研修」の位置付け等を理解する。	都道府県推進組織が行う第三者評価事業の目的や制度の概要に関する講義を行うとともに、本研修の位置付けならびに評価調査者養成研修の位置付け等について解説を行う。	
	3. 評価調査者の役割と倫理	11：00～ 12：00	評価調査者として守るべき倫理や、訪問調査時の留意点を理解する。	第三者評価事業における評価調査者の役割について講義するとともに、評価調査者として守るべき倫理や、求められる調査時の姿勢等に関する講義を行う。	
演習	4. 書面（事前）審査の着眼点	13：00～ 16：00	書面（事前）審査の目的や具体的な方法を理解・習得する。	書面（事前）審査の必要性・目的、ねらいについて解説を行うとともに、実際の方法についてグループごとに「事例研究」を実施する。	
	5. 訪問調査の着眼点		訪問調査における各第三者評価基準の評価判定方法、その着眼点を理解する。	訪問調査における第三者評価基準の評価判定方法、着眼点についてグループにより課題演習、事例検討を行う。	
<b>2日目：10月11日（火） 会場：倉吉未来中心 セミナールーム5</b>					
基礎的 研修 課程 II	6. 第三者評価基準の理解と判断のポイント	9：30～ 16：00	都道府県推進組織が使用する第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価の方法を習得する。	福祉サービス第三者評価基準(共通評価並びにサービス内容評価)の各項目についてその考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。また、実際の第三者評価における判断のポイントについても講義により習得する。	鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者指導者 田中 進 氏
	7. 利用者調査の方法等について		第三者評価における利用者調査の位置付けを正しく理解するとともに、その方法を学ぶ。	第三者評価における利用者調査の位置付けや意義、その結果の取扱い、さらには実際の利用者調査の方法等について講義を行う。	
<b>3日目：10月18日（火） 会場：湯梨浜はごろも苑</b>					
実習	8. 実習 I	9：30～ 16：00	実際に施設（事業所）を訪問、調査を行うことにより具体的な第三者評価の方法・技術を習得する。	「協力施設（事業所）」を訪問、実際に調査を行うことにより、インタビュー技術等について実習を行うとともに、訪問調査時の留意事項を学ぶ。	鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者指導者 田中 進 氏 長谷川理恵 氏
			9:30～12:30 事業所の訪問調査 13:30～16:00 実習の振り返り		
<b>4日目：10月25日（火） 会場：エキパル倉吉 多目的ホール</b>					
実習	9. 実習 II	9：30～ 11：30	実習 I の内容を受けて、第三者評価結果のとりまとめについて具体的な手法を習得する。	訪問調査の結果に基づいて評価調査者間で合議を行い、最終的な第三者評価結果をとりまとめるとともに、報告書の作成について実習により実際の技術を学ぶ。	鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者指導者 田中 進 氏 長谷川理恵 氏
総括	10. まとめ	11：30～ 12：30	実習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各分科会にてとりまとめた実習の成果を発表し、講師が講評を行う。特に、とりまとめ等に対する問題点や課題、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項をあらためて整理する。	

※講義には適宜、休憩を挟みます。